

熊本県環境調整会議運営要領

熊本県環境調整会議運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、環境調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 調整会議は委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者で組織する。

2 委員長が必要と認めるときは、環境調整会議に審議事項に係る課（室）の職員の出席を求めることができる。

(審議事項)

第3 調整会議で審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 要綱第4の2(2)の規定に基づき、環境生活部長に意見を述べる事項。
- (2) その他本要綱の実施にあたって、関係部局間の調整を要する事項。

(審議の実施)

第4 調整会議は、次の各号に従い審議を進めるものとする。

- (1) 委員長は事案の内容を調整会議に説明し、委員の意見を求めるものとする。
 - (2) 前号の規定に基づき意見を求められた委員は速やかに所要の検討を行い、その結果を意見書により委員長に提出するものとする。
 - (3) 委員長は、前号の規定により提出された意見書に基づき所要の調整を行い、その結果を調整会議の意見書として作成し、環境生活部長へ提出するものとする。
- 2 第3の(2)に規定する審議事項については、委員長の判断により前項の規定によらないことができるものとする。

(庶務)

第5 調整会議の庶務は環境保全課において処理する。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成10年4月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

一部改正 平成20年12月8日施行

(熊本県公共事業等環境配慮システム要綱の所管課の変更及び関係課の統廃合に伴う関係規定の整理)

一部改正 平成22年5月12日施行
(機構改革に伴う環境調整会議委員の名称変更)

一部改正 平成23年4月13日施行
(機構改革に伴う環境調整会議委員の名称変更)

一部改正 令和3年7月29日施行
(機構改革に伴う環境調整会議委員の名称変更)

(別表)

環境調整会議

委員長	環境局長
委員	
企画振興部 地域・文化振興局	地域振興課長
環境生活部 環境局	環境立県推進課長
" "	環境保全課長
" "	自然保護課長
" "	循環社会推進課長
農林水産部 森林局	森林保全課長
" 水産局	水産振興課長
土木部	土木技術管理課長
" 道路都市局	道路保全課長
" "	都市計画課長
" 河川港湾局	河川課長
" "	砂防課長
教育庁	文化課長